

令和5年度第10回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年1月18日(木)午前9時30分～午前10時55分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中22名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、井上 浩一郎、伊藤 良雄、上田 正士、
小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、
重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、原田 好子、
藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、
山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(2名)

伊藤 良一、長尾 誠大

(3)事務局

岸本局長・森原参事・久保主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和5年度第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

藤村守委員及び、原田好子委員にお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和5年度第9回総会、農地法第3条の議案第12号及び議案第14号、農地法第5条の議案第38号についての継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和5年度第9回総会農地法第3条議案第12号、阿知須、有償移転です。

申請人は、東京都青梅市内に本店を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は308アールとなります。

議案第2号、令和5年度第9回総会農地法第3条議案第14号、阿知須です。

申請人は、広島県広島市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権の設定を行うものです。

農地法第3条による地上権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

また、この事案につきましては営農型太陽光発電設置に伴う権利の設定になりますので、許可日及び当該権利を設定する期間は支柱に係る一時転用期間と同じ期間になります。

議案第3号、令和5年度第9回総会農地法第5条議案第38号、阿知須、農用地区域内の農地に、支柱を建てて営農を継続する営農型太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うものです。

この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。

なお、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、申請人からは令和15年12月20日を期限とする原状回復誓約書が提出されています。

以上の事案につきましては、耕作に必要な農機具や車両の進入に関する事前の照会に対して、申請代理人からの明確な回答がなかったことから、地区協議会で十分な協議ができず、議案第12号が総会において保留となり、当該所有権移転を前提とした事案である議案第14号及び議案第38号についても保留となっておりました。

この度、申請代理人から回答があったことから、議案第1号について地区協議会で協議された結果、農機具等の進入は可能であるものの、譲受人が市内で営農を計画している農地の多くが耕作されておらず、その耕作すべき農地の全てを効率的に耕作することが確実ではないことから、農地法第3条第2項第1号に該当し、許可しないことが相当であるとされました。

そしてこの結果、申請地を営農型太陽光発電事業の用途に供することが確実でないため、議案第3号については農地法第5条第2項第3号の規定により許可しないことが相当であるとされ、また区分地上権を設定する原因が不存在となり、経営に係る農地及びその周辺の農地に係る営農条件への支障の有無を判断できないことから、議案第2号についても、許可しないことが相当であるとされました。

御審議よろしく申し上げます。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。

委員 A

以前この総会で御相談したことがあるのですが。農業委員会として、地域で問題になっているのが鳥獣害、特に猪の被害ですね。被害が出るとどうしても我々農業委員の所へ「どうにかならないか」、そういった御相談が寄せられる。それともう一つは、以前私は阿東で営農型太陽光発電の申請が出たときに、ちゃんと意見を述べて、こういう理由だから私は賛成、挙手しません、反対ですと言ったことがあります。その後に、こういった鳥獣害と営農型太陽光発電はいずれ大きな問題になるだろうから、運営委員会で十分に協議してそういうことを進めてもらいたいというお願いをしていたのですが、あれから運営委員会の中で何か進展があったのかどうか、お伺いしたいです。

参事

運営委員会において、この一年で議題として上がったということはありません。

委員 A

運営委員は総会に出ておられますね、各地区の地区協議会から。それで運営委員会では協議されておられないのですか。営農型太陽光発電というのは、今ここだけの問題ではなくていずれ大きな問題になりますよね。そういったことを折角総会でも申し上げた。総会でも議事録は取ってあるんじゃないですか。運営委員会のメンバーの中で質問出してやっておられたと思うんですよ。意見はありませんかと。

会長

運営委員会では直接、営農型というか太陽光発電についての協議はしておりません。

委員 A

なぜその通りにやらなかったのですか。現に言ったでしょ、こういうことを検討してもらいたい。これは運営委員会等でやるつもりはないのですか。自分だけの問題とか、そういうものではないと思うんですよ。運営委員として出ておられる方が、積極的に考えたり、研究しようじゃないか、という態度が必要だと思います。そうじゃないとこれは毎回同じこと、意見はありませんか、意見がなければ賛成ですかと、これは何をしているのかと。これは農業委員会が一番本気になって考えなければならないことでしょ。

事務局

鳥獣害、イノシシの問題。それから営農型太陽光発電が課題になるという御指摘。これらについては本市に限らず日本全国で営農型太陽光についても営農計画に関する課題もございまして、法律の方ではこの部分を厳密に規制していくことが予定されています。

山口市では先月の総会でも色々な議論がありました。これだけ分散した圃場を営農できるのかという議論もあった結果、今回は不許可相当ということで地区協議会からの意見が提出されたものでございます。営農型太陽光につきましては、県内色々な所でも申請がある中で、本当に営農できるかという、全部耕作要件も問題になっています。先月の総会をきっかけに改めてそういう部分が浮き彫りになってきた状態だと思っています。御指摘いただいたことは事務局としても大きな課題の一つとして受け止めて、色々な場で情報共有を図っていきたいと思います。

委員 B

この●●●については川西地区で協議いたしまして、前回は保留ということになりましたが、その前に、言われたように運営委員会の方では協議として出ませんでした。総会に諮っていただき、御意見を聞いて結論が出ると良いと思って、前回の総会で結論を出していただくようお願いしました。しかし皆様の多くに反対はあるんですけれども、その場で採決を行うまでにはならず、そのまま帰ったという状況でした。

なので今回地区の皆で話し合っ、今回からもう駄目というのか、これは許可とするのかということ協議しまして、やっと今始まったと、一部に榊を植えられたという状況では、営農型を本気でやる気があるのかと、営農に懸念があるということで一時的に駄目だと言おう、という結論を皆で出して、皆様方に諮りました。

私達川西地区としましては、運営委員会で議論は出ませんでしたけれど総会場で協議していただいて、皆様方の意見としては、大半は「おかしいんじゃないか」というものだったと思います。しかし明確に「反対しよう」という意見はなかったため、結論は地区に委ねられたのかな、という認識でした。

地区としては、営農しない者に許可をするのはおかしいのではないか、という意見が出まして、どういう状況になったら許可するかということについては、まだ時間がありますし、皆様方の御意見を伺いたいと思っていますけれども、そういう風に地区協の中で結論を出しましたということを御留意いただきたい。結論を出すということであれば、地区単独で出すというのは難しいと思いますので、総会で「これは反対だ」という立場であることを出して

ほしいと思いますし、いずれかの時期に、今営農型太陽光発電は問題となっておりまして、進めてもらうには農業をやってもらわないと駄目だよ、という気持ちは分かりますけれども、太陽光は国策でもあるということで、またこれから色々出てくるといいますので、「この位までできていたら良いのではないか」というものを、是非皆様も考えていただいて、総会の中で検討していけたらと思います。

委員 C

今 B 委員が言われた意見とほぼ同じなのですが、山口市の中だけでこれを考えていても、●●市は許可したのに山口市は不許可とか、そういう風になっていくこともあるので、県の農業会議の中でこういうものの進め方についてどうするか、というところを整理してもらった方が良いでしょうと思います。今回みたいに既に3ha 位各所で櫛を栽培して営農していくということなんですけれども、3ha がどれだけの量なのか、必要なかという点について、こちらでは判断できない。そうなってくると今言われるように、櫛を植えて、相手の実績を見て、この業者は比較的良心的にやっている、これなら認めても良いのではないか、という段階で面積を少しずつ増やしていく。やはり情報を見て判断をしていかないと、地域の農家の方に農業委員の判断は受け入れてもらえるのか、という部分もありますので、進め方を含めて協議をしていただいて、山口県全体でこういう風に進めていこうという風にしてもらえれば良いのではないかと。

委員 D

この前の会議の中で、この●●が関わるものの、櫛の栽培は「結果」として見ていない。だから結果を見るまでは次の許可は出せない、というような合意であったと私は理解しています。先程「県下で」という話がありましたが、例えばの話ですが、豊北の方で●●が主体になって、廃園になっている梨園の木を切った後に太陽光パネルを設置して、そこに同じように何らかの作物を植えるそうなんです。そのようなことからすると確かにここだけの問題じゃないんですよ。ですから、全体的な場を持ってもらうような働きかけの中で何らかの定義をしていく、というのは私も賛成ですし、そうすべきだと思っています。

会長

今各委員さんの発言がありましたが、●●●さんが3条で取得される訳ですけども、話に聞けば1か所は櫛を植えられたと聞いております。けれども、現状で約3町の面積を取

得されておりますが、まだそれらは稼働していないということで、大きな問題があると思います。●●市は3条で不許可を出していると聞きます、●●●●●も。

ですからある程度実施されてから、見通しが立った時点での許可とした方が良いのではないかという気がしていますが。

委員 E

申請書がルールに基づいてちゃんと出されたら、太陽光は駄目だ、ということでの、農地の転用とか所有権移転の判断はできないと思います。そしてもう一つ、太陽光は国策で推し進めているという一面もあります。ただ太陽光についてはまだ不明確な、技術的に確立していないという問題があるようですが、しかし一応建てることが認められている方式というか、農水省が認めている営農型太陽光発電というものがある訳ですから、単一の農業委員会でできる範囲としてはですね、許可をして、植栽の時期、春までにはきちんと計画通りに植栽をすると、そういう指導とチェックはしていかなければ、ということが大事だと思います。

委員 F

営農型太陽光ですが、●●●だけでなく、成功している事例もたくさんありますね。下で野菜、大根等を作っているというのもインターネットで見たのですが。我々も勉強不足と思って、営農型太陽光発電に関する法律というような、私達が見ても分かるような易しい資料のようなものがあれば、一度手に入れていただいて皆が目を通して見たらどうでしょうか。この4月から太陽光発電に関する規定が少し変わっているようなので、そういったものを一覧で作っていただいて、勉強させてもらおうと良いな、と思うのですが。

会長

営農型太陽光が実際に申請あったのが阿知須と嘉川、小鯖、徳地。これに該当しない地区の委員さんは添付書類を見ていない。だから今日は無理ですが、来月はそうした添付書類をつけて、該当しない地区の皆さんにも資料を見せて、どういうものかというものを出して検討してみても良いのではないかという気もしますが。

実際の話が徳地でもありますが、先日も「反対運動を起こすんだ」という意見も聞きました。過去に太陽光発電設備を設置された方の隣の人は、出て行かれたそうです、ということも聞きました。色々現地確認をする中で、行くのは良いですが、民家がすぐ隣にあるよう

な所は、太陽光発電を設置されるということを御存知ですか、と隣の方にお聞きしますが、説明があったという人も、全然知らなかったという人もいます。そういう中で私は、農業委員は現地確認する段階で、結局隣家の人は反対ですよね。で、やる方はやってほしいし。だから結局我々の立場としては板挟みになるわけですよね。でもここに、完全に不許可にするという要件がありませんから、こうした転用許可申請を受けなければいけないと思いますけれども、この度の阿知須の件に関しましては、全部耕作要件を満たされないということで、今後の経過を見ながら対応していくのが良いのではないかと思います。

事務局

これだけ、前回の総会と今回の総会におきまして営農型太陽光発電について大変な議論になっておりますので、先程会長から御指摘がありました、全地区の委員さんに営農型太陽光がどのようなものであるか、そういったものが分かる資料を次回の総会の時に、総会の議題とは別にお付けできたらどうかということで、検討させていただけたらと思います。

会長

御意見も一通り出たようですので、裁決を行いたいと思います。

川西地区協議会では「許可しない」ことが相当であるということですので、「許可しない」とすることについての採決を行います。すべて「許可しない」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

全員挙手と認め、只今審議しました継続審議に係る議案について、議案第1号は農地法第3条第2項第1号の規定により、議案第2号は経営に係る農地及びその周辺の農地に係る営農条件への支障の有無を判断できないため、議案第3号は農地法第5条第2項第3号の規定により、「許可しない」とします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案4ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。
申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第4号、宮野下、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は11アールとなります。

議案第5号、天花三丁目、有償移転です。
申請人は、宇部市内に居住する者です。
取得後の経営規模は6アールとなります。

議案第6号、平井、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は35アールとなります。

議案第7号、朝田、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は69アールとなります。

議案第8号、陶、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は115アールとなります。

議案第9号、鑄銭司、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は105アールとなります。

議案第10号、名田島、有償移転です。
申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は123アールとなります。

議案第11号、嘉川、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は32アールとなります。

議案第12号、佐山、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は4アールとなります。

議案第13号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は152アールとなります。

議案第14号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は5アールとなります。

議案第15号、阿知須、無償移転です。
申請人は、宇部市内に居住する者です。
取得後の経営規模は56アールとなります。

議案第16号、徳地堀、有償移転です。
申請人は、下関市内に居住する者です。
取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第17号、徳地伊賀地です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は63アールとなります。

議案第18号、徳地伊賀地、有償移転です。
申請人は、防府市内に居住する者です。

取得後の経営規模は140アールとなります。

議案第19号、徳地船路、無償移転です。

申請人は、周南市内に居住する者です。

取得後の経営規模は66アールとなります。

議案第20号、徳地船路、有償移転です。

申請人は、周南市内に居住する者です。

取得後の経営規模は65アールとなります。

議案第21号、阿東地福上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は34アールとなります。

議案第22号、阿東地福上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は434アールとなります。

議案第23号、阿東徳佐中、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は338アールとなります。

議案第24号、阿東徳佐中、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は322アールとなります。

議案第25号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は31アールとなります。

なお、この事案につきましては、地区協議会において審議した際に、譲受人が現在利用権を設定している農地が耕作されておらず、荒廃しているため、農地法第3条第2項

第1号の耕作に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められない場合に該当し、不許可が相当との結論に至っております。

議案第26号、阿東嘉年上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は80アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

委員 G

議案第25号、地区協議会で不許可相当となったことについて、補足説明がありますか。

委員 C

配偶者が宗教法人をされていて、本人が新規就農という形で2回目の申請ということになっています。

引っ越してこられて6、7年になると思いますが、一向に農業とか家庭菜園とか一切しないで、自分の敷地の中の草も刈らない方なので、とても今申請があった畑は笹が一面に生えているような所で、初めて農業するには厳しいし、その意思が感じられないので、許可しない方が良いでしょうと思っています。

委員 D

議案第12号、佐山の土地ですが。アメリカに行ってらっしゃる方が農地を売られるということですが、莫大な金額、当然これは売買なので本人が了承すれば良いと思うのだが、

経緯等が分かっているれば教えてください。

事務局

気になったので事務局の地区担当者に確認してみましたが、特に宅地を例としてとか、そのような話はなかったようなので、どういう経緯でこの価格になったのかは分かっていません。

会長

他にないようでございますので、農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第4号から議案第24号及び議案第26号を「許可」とし、議案第25号については「不許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案のうち、議案第25号を「不許可」とし、その他については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案20ページをお開きください。合わせて、参考位置図25ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第27号、大内矢田南四丁目、用途地域内の第3種農地に駐車場及び隣接地との緩衝地を整備するものです。

なおこの議案につきましては、後程審議いたします議案第40号における、都市計画法に規定する開発許可を受ける道路を利用する計画となっていますので、当該開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許

可と同時施行と説明いたします。

議案第28号、維新公園六丁目、用途地域内の第3種農地に駐車場を整備するものです。

議案第29号、吉敷佐畑三丁目、用途地域内の第3種農地に共同住宅を建築するものです。

議案第30号、吉敷佐畑三丁目、用途地域内の第3種農地に駐車場を整備するものです。

議案第31号、吉敷上東二丁目、用途地域内の第3種農地に、貸家(かしや)を建築するものです。

議案第32号、朝田、公共施設に比較的近い第2種農地に共同住宅を建築するものです。
この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第33号、朝田、公共施設に比較的近い第2種農地で自宅敷地を拡張するものです。

議案第34号、秋穂東、農用地区域内の用途区分が変更された農地に、農業収穫物の仮置場兼作業場を整備するものです。

この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第4条第6項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

議案第35号、小郡新町二丁目、用途地域内の第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

委員 H

34号議案、秋穂なんですが。既存農舎を利用するということは、一部はもう転用が済んでいたということでしょうか。

事務局

御質問のとおり、既存の農舎、小さい物が一つありました。農用地域内の農地なので農業振興課と相談の上、既存の農舎まで含めて全て軽微変更を申し出て、認められました。農地転用については長期間転用された状態でしたので、今回の申請で一体的に申請されるというものでございます。

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち議案第34号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案26ページをお開きください。合わせて、参考位置図32ページを御覧ください。
申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第36号、大内長野、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第37号、大内長野、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第38号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、高齢者介護施設を設置するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第39号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地で、道路の拡幅整備を行うものです。

議案第40号、大内矢田南四丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第41号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、事務所兼資材置場を整備するものです。

議案第42号、宮野下、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。
この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第43号、宮野下、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。
この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第44号、江良二丁目、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するもので

す。

議案第45号、天花三丁目、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅兼研修所を建築するものです。

議案第46号、旭通り二丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第47号、維新公園三丁目、用途地域内の第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第48号、維新公園六丁目、用途地域内の第3種農地に、事業用分譲地を整備するものです。

議案第49号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、住宅を建築して販売するものです。

議案第50号、平井、用途地域内の第3種農地に、集合住宅用地を整備するものです。
この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第51号、平井、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第52号、朝田、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第53号、朝田、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第54号、矢原、公共施設から近距離に位置する第3種農地に、住宅を建築して販売するものです。

この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第55号、若宮町、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第56号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第57号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第58号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第59号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第60号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第61号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、収穫した農産物の販売所及び肥料作成場所を整備するものです。

議案第62号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第63号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、住宅を建築して販売するものです。

議案第64号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第65号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第66号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第67号、深溝、集団的に存在する第1種農地に、資材置場を整備するものです。

この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第68号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第69号、小郡山手上町、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第70号、阿知須、公共施設に比較的近い第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第71号、阿知須、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。
この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第72号、徳地堀、公共施設に比較的近い第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見等なし】

会長

特にないようでございますので、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第43号、議案第52号、議案第64号、議案第67号、議案第71号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案49ページをお開きください。合わせて、参考位置図64ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第73号 阿知須、農用地域内の農地に、支柱を建てて営農を継続する営農型太陽光発電設備を設置し、売電事業を行うものです。

この事案につきましては、令和5年7月28日付で、営農型太陽光発電設備の転用目的とした農地法第5条に基づく許可を受けましたが、パネルの配置を再検討した結果、支柱の本数が増加したことから、転用面積を変更し、併せて工事期間を延長するものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容

を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

委員 D

この●●●●●が出してくる計画というものは絶えず変わっているということが、去年の秋頃ここで協議されました。その時に出的結論というのが、「これから先の計画についてはきちんとしたものを出してもらう。取り敢えず申請する、ということはさせない」ということになっていたと思います。そうして見ると、今回は令和5年7月付の許可だったものが、今こういう風になっているということからすると、あと3ヶ月位は似たようなものが出てくる、ということでしょうね。そしてその次からは「いい加減にしない」というようなことが言っている訳ですね。

事務局

このタイミングで出た申請の変更は、変更理由によっては審議していきます。秋の話は「猪が」という話だったと思います。その「猪が出る」ということが分かった後に新しく許可を受けたものについては、猪を理由とした変更は認めない、という話なので。

今回は7月28日付ということもありますし、理由は猪ではなくて、着工後、敷地内に段差があることが分かったためパネルの配置を変更したということで、理由も変わっていますので、今回については止む無しだと地区協議会では問題ないとなっています。

委員 D

段差があったというのは、後で分かることなのですね。最初にちゃんとした計画を立てれば、段差があったことを知らなかったというのはどういうことかと思います。別に返答は良いのですが。

会長

他にないようでございますので、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。事業計画の変更を「承認」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案は、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案50ページをお開きください。

議案第74号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計123筆 206,057㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案51ページをお開きください。

議案第75号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。
地区協議会において協議していただいたとおり、
合計120筆249,934㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見等なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案52ページをお開きください。合わせて、参考位置図65ページを御覧ください。

議案第76号から議案第79号について、一括で説明いたします。

中央地区3件、徳地地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の総会にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

委員 B

議案第78号の駐車場ですが、駐車場としてきちんとできていますね。今からきちんとしてもらわなければいけないので、反対するものではないのですが。

それから79号については、畜舎の敷地として利用されて、とありますが、畜舎として利用するというのであれば畜舎としてこれは管理するのでしょうか。

会長

ここは元の地主が、息子ですが昔牛を飼っていて。既に御両親も亡くなり、御本人も

亡くなられました。その後結婚して家族となった者が相続されて、この度の申出に至ったものと思われます。牛舎であったものがそのまま残っています。

委員 B

この建物は牛舎として次の展開があるということか。

事務局

それは分らないです。ただ、ずっと牛舎として使っていたものがそのまま残っていて、相続した人はもう農地として使わないですし、牛舎としても使わないかもしれないですけど、何も使う予定はないということで、地目変更をしたいということでの申出です。

委員 I

議案第78号については相続した時に分かったそうです。ここの駐車場だけを造成した訳ではなくて、ここ一帯を先代が造成した。だから今回相続した本人はそんなことを知らなかった訳です。

ここは元々飲食店で、今は別店舗の駐車場だが、その時に一回親が造成したもので、今回相続して「親が手続してなかった」と分かったのが経緯。それで、今更農地に戻しようもないというものです。

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

会長

挙手多数と認め、現況証明については全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。1月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いいたします。

【意見等なし】

会長

ないようでしたら、以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

事務局

昨年の10月頃各地区協議会で御説明をいたしました、受付手続の変更についてですが、その後県や行政書士会とも協議をして、了承を得られましたので、今月25日、1月分の締切が終わった後から、受付手続の変更を始めたいと思っています。

今月お手元に届く調査資料は今まで通りですが、来月の調査資料からは、申請書から押印がなくなっているものも届くと思います。内容は大きく変わりませんが、よろしくお願いいたします。

委員 J

先程から太陽光発電のことで色々疑問があったりして、私もかつて太陽光発電について勉強したらどうでしょうか、と提案したつもりです。

制度については動きがあって、法律も変わってきているので出来るだけ、希望者を募ってでも良いですが、太陽光の所管について少し勉強をさせてもらえると良いかと思います。

農地の転用の要件には該当しないと思うんですが、やはり聞かれたときにちゃんと答えられないといけないかなと思うんですね。そういう意味では少し勉強できればと思います。

営農型も現地まで行くのは大変かもしれないので、スライドか何かで「今こういう風になっています」とか、そういう情報を提供していただけると、現地に行かなくても、「こういうもののなか」と分かるでしょうし、是非とも検討していただきたいと思います。

会長

他の委員さんか何かありませんか。

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和5年度第10回山口市農業委員会総会議事録である。

令和6年1月18日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 藤村守

署名委員 原田好子

記 録 者 久保 謙一郎